

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
3 介護保 険料決定 事務	【意見1】新規保 険料の算定時、介 護保険事業財政調 整基金の残高金額 も十分に考慮すべ き点について	意見	【現状・問題点】 令和元年度の介護保険事業財政調整基金は、繰入額及び期末残高がそれぞれ271,036千円、 2,731,662千円と多額になっている。平成30年度から令和2年度までに特別養護老人ホームの整備等 を考慮し、予想と実際の歳入・歳出の差額の発生がその大きな原因となっていると思われる。平成 30年度及び令和元年度は2期黒字であり介護保険財政調整基金の残高を積み増す結果となっている。 【意見】 柏市の第8期の介護保険料の策定の際には、介護保険事業財政調整基金の計上必要額を考慮しつ つ、適切に保険料を算定することが望まれる。	令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする第8期柏 市高齢者いきいきプラン21において、介護保険事業財政調整基 金から24億9200万円を計上した上で介護保険料を算定し、 第8期の介護保険料基準額は第7期から据え置きとしました。 第8期中の実際の介護保険事業財政調整基金からの計上額は、 令和6年度に確定します。	措置等を講じ た	高齢者支援課	保健福祉部	59
4 要介 護・要支 援認定の 申請事務	【意見2】要介護 認定調査員の給与 システムの改善の 必要性について	意見	【現状・問題点】 調査員の給与は、柏市臨時職員就業規則に従って適切に計算されていると認められるが、出勤簿 は手書きで、エクセルで1か月分を時間集計している等、管理効率も給与計算効率も大変に低いと 認められる。 【結果】 今後、これらの給与システムを改め、より効率的で業務の完全につながるような制度を構築すべ きである。適切なITシステムの構築と活用が望まれ、高齢者支援課の担当者の業務改善につな がる。	出勤簿の電子化及び時間外集計のシステム化について、システ ム業者と調整を進めております。費用対効果を含めて、適切なI Tシステムの構築と活用を進めていきます。	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	68
4 要介 護・要支 援認定の 申請事務	【意見3】介護認 定日数の短縮につ いて	意見	【現状・問題点】 介護保険認定日数について、厚生労働省による平成30年度要介護認定適正化事業業務分析データ (平成30年度上半期)によれば、申請から認定までの期間は、全国平均36.9日に対して、柏市は 34.7日を要している。これにより、法の原則である30日を超過している状況は柏市だけではないも のの遵守できていない。 【結果】 介護認定日数は、基準の30日に少しでも近づける努力をする必要がある。そのためには、主治医 意見書の入手の迅速化への方策も必要であり、また、認定調査員研修や介護認定審査会委員研修を 通じて、要介護(要支援)認定の平準化・迅速化を充実させることが更に望まれる。そのために、 認定調査員の年間を通じての適切な要員確保も含まれる。	【介護保険認定日数の短縮に向けての主治医意見入手対応】 申請から約14日以内に主治医意見書と認定調査票のいずれも入 手できれば、その後おおよそ30日以内に介護認定審査会を設定で きることから、依頼日から14日後の提出期限の設定は変えていま せん。 【介護認定調査員研修, 認定調査員研修】 令和2年度はコロナウイルス対応にて県主催の当該研修がWeb方 式で開催され例年以上の受講率の向上に繋がりました。市主催の 当該研修においてもWeb方式での研修を検討し受講率の向上を図 り、認定の平準化, 迅速化に繋げていきます。 【認定調査員の人員確保】 高齢者福祉に精通した人材の確保につきましては、介護施設等 での恒常的な人材不足を鑑み容易ではない状況です。現在、認定 調査員定員27名, 認定調査点検員定員3名に満たしておらず、広 報かしわでの公募を継続していきます。	措置等を講じ た	高齢者支援課	保健福祉部	68
5 介護保 険窓 口業務 等に係 る業務 委託	【意見4】今後の 認定調査について	意見	【現状・問題点】 今後の介護認定申請件数の増加が見込まれる中、近い将来において、ITを活用した認定調査の効 率化や介護認定調査員の追加募集の際の人材難に対応する必要が生じることが推測される。 【結果】 こうした状況に対応するためにも、市直営の訪問調査よりも費用が増加する可能性があるもの の、新規・区分変更申請を含めた指定市町村事務受託法人へ調査業務の委託を検討することが望ま れる。そのため、現在、柏市内には指定市町村事務受託法人はないものの、今後の県による指定市 町村事務受託法人の指定状況を注視する必要がある。	高齢者数の増加に伴い、介護認定申請数も同様に増加すること が予想され、増加に対応した調査員の確保等が困難となることか ら、現在、会計年度任用職員が担っている介護保険の認定調査業 務(市直営)について、将来的に指定市町村事務受託法人への外部 委託化を検討するにあたり、人口20万人超規模の近隣自治体及び 指定市町村事務受託法人として株式会社へ委託を行っている自治 体(柏市内に対応可能な社会福祉法人等が存在しないため)を対 象に「指定市町村事務受託法人への委託に係る調査」を行いました。 更に、練馬区, 西宮市, 豊田市等、先駆的に委託を行っている 自治体に電話での聞き取りを行い、指定市町村事務受託法人へ の委託の傾向を把握することができました。今後も、県による指 定市町村事務受託法人の指定状況を注視しつつ、調査業務の委託 化について検討を進めて参ります。	措置等を講じ た	高齢者支援課	保健福祉部	68
5 介護保 険窓 口業務 等に係 る業務 委託	【意見5】人的管 理運営業務の外部 化について検討す べきこと	意見	【現状・問題点】 コンピュータ業務について、慣習的に実務を実施している場合も多く、運用する側で自己の業務 分析や、業務フローの見直し等が必要な場合が多い。 事業会社でも、特定の業務やシステム等について、他の組織での導入実績がある等で業務内容を十 分な検討等をせずに契約してしまう場合がある。 これはお互いに、スムーズに新規業務等が立ち上がらなかつたり、問題が発生して円滑に業務が 推進できなかつたりすることになる。 【結果】 このような問題を防ぐためには、今後は柏市の業務部署で業務の見直しや改善策の模索をして、 その後に取引相手とのコミュニケーションをしっかりと取って、より詳細な仕様書や設計書、概算 計算書等を詰めてから契約することが望まれる。	窓口業務等委託について、委託業務, 担当職員業務の両者につ き、コア部分, ノンコア部分の分析をおこないました。今後、コ ア業務を圧迫しているノンコア業務につき、次期委託の仕様書に 反映させて、介護保険の適正化業務に注力できる体制を作り 行なって参ります。 また第2期の委託時には、第1期の実体験を活かし、業務内容 を細かく精査し直すことでより具体的な仕様書へ更新しました。 そのため、第2期は指名競争入札方式により業者を選定するこ とができました。本年度、制度改正等もあることから、今度、仕 様書の内容を精査し、第3期の委託に向けて委託業務内容の適宜見 直しを図って参ります。	措置等を講じ た	高齢者支援課	保健福祉部	71

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
14介護給付適正化	【意見6】医療情報との突合（適正化システムの活用）の拡大について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市は、医療情報との突合（適正化システムの活用）について、国保連合が提供しているデータを株式会社D S Kの介護保険システムに取り込み、突合している。 しかしながら、令和元年度については、業務繁多等の理由で実際の業務を開始できたのは令和2年1月からであり、本来チェックすべきデータについてその一部しか対応できていないのが実情である。</p> <p>【結果】 適正化システムの活用は、不適正な介護保険の利用や給付支払を発見し防止するために重要な作業であり、保険者としては介護保険制度の適正運用や介護保険給付の費用削減等を実現するために適切に実施すべきものである。今後、適切な業務の進行管理を行うとともに、より充実した適切な適正化システムの活用や要員体制の強化の検討が必要である。</p>	<p>医療費突合については、令和2年度においては毎月の抽出されたデータに基づき随時確認、指摘等を行い、14事業所により19件の過誤が行われました。 給付適正化への取り組みにおいて適正化システムの活用は有効な手段であり、令和2年度からは従来と異なるシステムを活用した新たな視点による取り組みを開始し、適切な給付の確認を行いました。今後もデータを多角的な視点から活用しながら、より有効な適正化事業を行っていきます。</p>	措置等を講じた	高齢者支援課	保健福祉部	84
21老人福祉センター送迎事業	【意見7】送迎バス事業の改善について	意見	<p>【現状・問題点】 送迎バスは、コース、時間、本数など日々異なるため利用者にとっては制約が多い。そのため、各老人福祉センターに送迎バスで通うには不便となっている。以前には、柏市は平成24年度までは市内にコミュニティ・バスを運行させていたが利用者が少ない等の理由により、現在では乗合ジャンボタクシーと予約型相乗りタクシーを運行させている。</p> <p>【結果】 松戸市・市川市・鎌ヶ谷市等の近隣市では、小型のコミュニティ・バスを複数路線で運行させて、高齢者の福祉サービスとして好評を博している。今後、近隣市町村の制度も参考に、高齢者の足として病院や買い物などに利便性の高い交通機関の整備をすることが望まれる。</p>	<p>送迎バスについては、1台のバスを3センターへ送迎しているため、コースや時間を現状以上に増やすことが困難であり、費用対効果も考えると台数を増やすことも有効ではないと考えています。 高齢者を対象とした病院や買い物等に利用する交通機関の整備については、今後の社会情勢等を踏まえて関係各課と調整を進めていく方針とします。</p>	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	90
22ゲートボール場管理運営業務	【意見8】遊休資産の管理について	意見	<p>【現状・問題点】 弥生町の旧ゲートボール場については、平成24年時点で利用者がおらず、未利用地であることが判明していたことから、売却も含めた有効利用方法をもっと早くから検討すべきであった。ただ、令和元年度に測量や土地を調査した結果、地下に排水管が存在し、売却は困難であることが判明した。</p> <p>【結果】 柏市が管理しているゲートボール場や他の遊休資産について、臨時現況調査を実施して適切な土地資産の管理を行っていく必要がある。</p>	<p>上水管等の配管理設部分の土地については、適切な管理課へ所管替えを検討しております。当所管地については、遊休資産とならないよう、随時現況調査を実施して適切な土地資産の管理を図っていきます。</p>	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	91
22ゲートボール場管理運営業務	【意見9】土地の有効利用について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市が管理しているゲートボール場は、大部分が本来のゲートボールではなくグランドゴルフ場として利用者が自由に利用しているようである。草刈り等は利用者を実施しているが、水道費や細砂目等の管理費の一部は高齢者支援課が負担している。</p> <p>【結果】 現状のゲートボール場について、柏市として利用目的等を変更し、新たな管理規則を策定して適切に管理運営をすることが必要である。その際には老人クラブや地域住民等の関係者にアンケート等で意見や希望事項の情報を入手する等で適切なコミュニケーションを取り対応を図る必要がある。 また、設備面、特に仮設トイレの管理状況が悪いので早急に適切な修理・撤去・交換等を実施すべきである。合わせて、遊休土地という判断がされるものについてはできる限り売却も含めて当該資産の有効な活用方法を検討する必要がある。</p>	<p>当課が管理しているゲートボール場については、ゲートボール及びグランドゴルフ以外の利用を許可していませんが、地域住民から広場用地としての要望があった場合は、状況に応じて、目的外利用の許可を検討します。また、利用者とは、少なくとも年1回は連絡する等、利用者の意見等を聞く機会を設け、利用向上に努めていきます。 なお、仮設トイレの老朽化等の施設整備については、状態に応じ検討します。</p>	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	92
23特別養護老人ホーム（広域型及び地域密着型）・認知症高齢者グループホーム等の整備事業	【意見10】今後における老人福祉施設の更なる拡充の必要性について	意見	<p>【現状・問題点】 介護保険法や老人福祉法等に定められているとおり、介護保険施設等の整備による高齢者の「すまい」の確保は高齢者福祉に係わる重要な施策の1つであり、地域高齢者の推移と施設利用希望者（待機者）の人数の推移を見て、その需給ギャップが拡大して適切な介護保険制度の維持が困難となることを回避する必要性が認められる。</p> <p>【結果】 今後一定期間を定めて千葉県健康福祉部とも協議を行い、柏市における老人福祉施設の適切な拡充整備計画を策定・実行するべきである。 その中で、事業者がより公募に積極的に参加しようとするよう低廉な補助金制度の改善を行う等の対応が必要と思われる。</p>	<p>低廉と指摘された本市の広域型特養の整備に関する補助金制度について、千葉県の補助金制度と同水準に改正する意思決定を令和3年6月に行いました。 また、介護保険法に基づき、本市の附属機関である高齢者福祉専門分科会に諮って策定した整備計画があることから、公募の時期などを考慮し、老人福祉施設の整備を進めていきます。</p>	措置等を講じた	高齢者支援課	保健福祉部	95

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
27老人いきがい対策事業	【意見11】 柏市地域活動団体借上バス利用費補助金交付要綱の適切な運用について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市地域活動団体借上バス利用費補助金交付要綱には、補助対象団体は「おおむね20人以上の団体」と規定している。利用した団体の中には利用人数が20名未満のケースも散見されているが、要綱で定める利用人数の解釈が明確に定めがない状況である。</p> <p>【結果】 今後、制度の趣旨に則り、「おおむね20人以上」という記載も含めてより正確に何名以上とするのか、市民の公平な利用を確保するためにも、上記の要綱の見直しも含めた制度の改善が望まれる。</p>	<p>できる限り多くの団体が、柏市地域活動団体借上バス利用費補助金を活用できるよう、「おおむね」とさせていただいております。実際の活動運用になると、その団体に所属している全員が参加することが難しい場合もあると仮定しているため、緩和措置としております。</p> <p>今後、柏市地域活動団体借上バス利用費補助金については、登録人数を含めた条件等の見直しを図ります。</p>	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	100
	【意見12】 借上バス利用費補助金の対象事業について	意見	<p>【現状・問題点】 地域活動団体は、柏市地域活動団体借上バス利用費補助金交付申請書に事業の目的を記載し、事業計画書等を添付して交付金の申請をしている。市は、当該申請書の事業目的や事業報告書をみて、補助対象事業に該当するか否かを判断している。</p> <p>【結果】 事業内容の妥当性は伺書で課内の承認を受けているところから、実質的な問題が生じる可能性は低いと考えられるが、今後、事務担当者の判断の基礎となるような対象事業に係るガイドライン等を作成し運用することが望まれる。</p>	<p>事業内容の妥当性の判断について、ガイドラインを作成することは補助金の性質上難しく、課内の内規をもとに伺書で承認を受け、適正の是非を判断しております。今後は、事務担当者が統一的な判断ができるように、内規を含めた運用の見直しを進めていきます。</p>	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	100
	【意見13】 シルバー事業の見直しについて	意見	<p>【現状・問題点】 平成30年度は、入場者数、作品出品数ともに減少している。高齢者の介護予防としての心身の健康作りにつなげるためには、入場者数や作品の出品数を増やすことが必要である。本市では、広報やHPへの掲載等を行い、事業委託先でも高齢者施設への依頼連絡等を行って広く周知はしている。しかし、入場者や作品出品者からの当該事業に関する評価は調査していない。</p> <p>【結果】 今後、入場者等からのアンケート等の実施を行い、当該事業に対する意見や要望等を、今後の当該事業の拡充や事業存続について検討し対策を講じることが望まれる。</p> <p>なお、近隣市等でも市町村が主催しているのは当市のみであることを鑑み、今後は市の主催事業ではなく老人クラブ等の独自事業に切り替える等の選択肢もあるものと考えられる。</p>	<p>入場者数、作品出品数ともに減少している現状や近隣市の状況も踏まえ、入場者・出展者から当該事業に対する意見や要望等を行い、今後の当該事業の拡充や事業存続について検討します。</p>	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	102
	【意見14】 老人クラブの会員数の増加に向けた施策の策定について	意見	<p>【現状・問題点】 平成27年度以降、単位老人クラブ数は減少し、老人クラブの会員数も継続して減少している。これらの減少理由としては、会員の高齢化等で役員等の担い手の不足や、高齢者の生活が以前より多種多様になり老人クラブ以外の選択肢も増加したこと等があるとされている。高齢化が進む中で、健康増進や地域福祉活動・社会奉仕活動等を維持・増進するために単位老人クラブの維持や会員数の維持を図り、老人クラブ活動の活性化を図る必要がある。</p> <p>【結果】 方策の参考事例として、熊本県合志市における「老人クラブ活性化」への提言がある。その中において、老人クラブの利点の確認、老人クラブの抱える現状の課題・問題点の検討・把握、具体的な基本方針の策定を実施している。</p> <p>今後このような事例を参考にして、柏市が柏市老人クラブ連合会等とより緊密なコミュニケーションの場（提言書検討委員会（前出の合志市の提言より））を設ける等して、独自の老人クラブ活性化に係わる施策の策定・実行をすることが望まれる。</p>	<p>現代の高齢者は、ライフスタイルや時間の使い方が多様化しており、それらが要因となって会員数が減少傾向にあることは否めません。</p> <p>いただいた御意見や事例等も参考にしながら、老人クラブ活性化に向け、連合会、支部や単位クラブの活動を、引き続き支援・協力してまいります。</p>	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	103
	【意見15】 柏市老人クラブが作成している実績報告書の記載方式等について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市老人クラブ連合会からの実績報告書に添付されている精算書において、単位老人クラブや会員数で算定する項目は、交付金申請時の単位クラブ数や会員数のままで算定しており、単位老人クラブの減少や会員数の減少は、反映されていない。要綱には、そのような精算の記載がないので行っていない。</p> <p>【結果】 当該補助金は、毎年5月に概算払いをしており、年度途中で解散した単位老人クラブからは、解散以降年度末までの未使用分を返還させることが望ましい。</p> <p>また、心身の健康づくり活動費は、当該活動に参加した人数で補助金の額が決定されており、柏市老人クラブ連合会から活動に実際に参加した者の人数を報告させる事が必要である。</p> <p>柏市老人クラブ連合会からの実績報告書の正確性を担保して実績を適切に把握し事務事業の有効性等を検証するために、実績報告書の記載方法や記載内容、並びに添付資料等につき必要な改善を図ると共に、柏市の担当課において実績報告書のより充実したモニタリング体制を整備するように努められたい。</p>	<p>これまで年度途中で解散したという報告はなく、補助金の未使用額の報告もないため、そうした事実は認識していません。仮に、事実が判明した際は、返還を要求致します。</p> <p>「心身の健康づくり活動費」については、実績報告で実際に活動に参加した人数の報告を求め、計画と相違があった場合は、精算するようにしました。</p> <p>実績報告書の記載方法や内容については、いただいた御意見を参考にしながら、見直しを進めていく方針とします。</p>	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	104

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
27老人いきがい対策事業	【意見16】老人クラブ活動補助金で取得した備品類について	意見	<p>【現状・問題点】 要綱第10条によれば、補助金により取得した備品は柏市補助金交付規則第17条に規定する市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換等をしてはならない財産とされている。これまでは、単位老人クラブや柏市老人クラブ連合会で補助金により備品を購入しているものについて柏市はすべての備品は把握できていない。</p> <p>【結果】 今後は、実績報告書へ該当する備品の取得等があった場合の記載方法を決めて、毎年度において適切に把握すると共に、単位老人クラブに備品台帳の備え付けを行うようにすると共に、更には、年度ごとに備品台帳と現物の現物実査を行う等の資産管理を適切に実施できるようにすべきである。</p>	<p>補助金での備品の購入について、実績報告書等で報告を求め、備品台帳等で管理することを含め検討し、先方と協議して参ります。</p>	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	104
28敬老祝金事業	【意見17】敬老祝金事業の内容の見直し等について	意見	<p>【現状・問題点】 今後、柏市の高齢化は急速に進んでいくものと予測されている。現在、100歳となる者に対して一律30,000円を支給しているが、全国的に支給年齢や金額について公平性等の見地より見直している基礎自治体は多く、中にはこのような祝金制度を廃止している場合もある。</p> <p>【結果】 柏市も、近隣市町村の敬老祝金事業の動向や高齢者増加の推移等も考慮しながら同事業の見直しを行っていくべきである。</p>	<p>敬老祝金については、これまでも制度変遷し、対象者や支給額について見直しを図ってきました。今後も高齢者増加の推移や近隣市町村の動向等を考慮しながら見直しを図っていきます。</p>	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	106
29介護人材の確保・育成事業	【意見18】介護人材就職促進事業（柏の〇（わ））の事業拡大について	意見	<p>【現状・問題点】 当該事業の開催内容は、共同実施者である柏市老人福祉施設連絡協議会と協議して決めている。</p> <p>【結果】 今後、柏市老人福祉施設連絡協議会とより密接に協議を重ね、また、参加者アンケートに市や当該事業への改善要望を入れる等、参加者の意見も十分に把握して、事業の充実を図るべきである。</p>	<p>令和3年度5月に、柏市老人福祉施設連絡協議会と、「柏の〇（わ）」事業について密接に協議をして事業を構築していく方針であることを確認しました。また、参加者の意見を十分に把握し、事業の充実を図ることについても共通認識とし、今回の参加者アンケート等の内容について調整を進めています。</p>	措置等を講じた	高齢者支援課	保健福祉部	109
	【意見19】柏市介護職員喀痰吸引等受講料等助成金の拡充について	意見	<p>【現状・問題点】 当該事業に関しては、介護サービス事業者においても一定程度のニーズがあることは判明している。しかしながら、喀痰吸引行為は介護サービス事業の職員には経験機会等が不足している等もあり、介護サービス事業者側でも助成金の申請に消極的にならざるを得ない場合が少なくない。</p> <p>【結果】 今後、高齢者における喀痰吸引へのニーズは高まるものと思われ、看護師等からの実地の指導機会の増加等により喀痰行為への理解を深める研修等を増加させることで、介護職員を含む介護サービス事業者がより積極的に事業に参加して助成金を申請するようにすべきである。</p>	<p>喀痰吸引について介護職員が実施するためには、法令に定められた喀痰吸引研修を受講する必要があり、同研修には喀痰吸引行為の実習が定められているところ、当該実習がコロナ禍では困難な状況であるため、現状の把握ができないところです。 もともと、当該補助制度に置いて、介護サービス事業者に一定の負担を担ってもらう仕組みとなっており、この点が介護サービス事業者を消極的にしていることも想定されるため、現状の把握を進めた上で、当該仕組みを改める等、積極的な活用に繋がるよう進めます。</p>	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	110
33高齢者の総合相談支援事業	【意見20】事業名と支出内訳について	意見	<p>【現状・問題点】 決算書の委託料（ネットワーク管理業務委託 3,345千円等）及び賃借料（電算システム・機器等借上料 22,963千円）に記載されている内容は、住民情報系システム及び地域包括支援センター支援システムに係る費用であり、これらのシステムは本事業のみに利用されるものではなく、地域包括支援センターの業務全体に関係するシステムであるため、地域包括支援センターの一業務である本事業に係る支出として分類することに分かりづらい印象を持つ。</p> <p>【結果】 本事業は高齢者の相談に対応するという地域包括支援センターの中核業務の一つであり、他方、地域包括支援センター支援システムも地域包括支援センターの業務を支える上で重要なシステムである。これより、このシステムにかかる費用を本事業の支出内訳として分類することに一定の理由付けができない訳ではないが、外見上のわかりやすさや金額的重要性も勘案すれば、新たな事業を設けてシステムにかかる費用を明示した方がより情報開示の質は上がると考える。相談業務とシステムにかかる費用をそれぞれ分離して、別の事業名を付すことを検討されたい。</p>	<p>住民情報系システム及び地域包括支援センター支援システムは、地域包括支援センターの中核業務の一つである総合相談支援業務を円滑に進める上で欠くことのできないものです。 これらのシステムの費用は相談業務とシステムに係る費用に分離し難く、「高齢者の総合相談支援事業」に含まれておりますが、情報業務の観点から電算計画に位置付けており、例年情報主幹課の評価を受けて予算化をしています。 今後も情報主管課と協議し、適切な評価を受けて進めていく方針といたします。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	123

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
33高齢者の総合相談支援事業	【意見21】委託業務にかかる契約金額の妥当性の検証	意見	<p>【現状・問題点】 市全体のシステム保守委託事業である「各種行政事務電算委託」業務にかかる契約の株式会社D S Kとの間で令和元年度に834,285千円の契約を交わしている。地域包括支援課では、このうち地域包括支援センター支援システムに関係した4,378千円が割り振られる形で執行している。 一方、地域包括支援センター支援システム自体も株式会社D S Kから賃借しているシステムである。そのため、本事業にかかる委託契約は、同社との一者随意契約になっている。そして、本委託契約にかかる設計金額の見積については、株式会社D S Kからの見積書の徴取しか実施しておらず、令和元年度の契約金額の妥当性については特に検証しているとは言えない状況である。</p> <p>【結果】 一者随意契約をする場合には、その後の保守管理等の委託業務を契約する際、市がその契約金額の妥当性を主体的かつ能動的に検証する必要がある。その方法としては、例えば、①他市の類似業務システム（他社製造のものを含む。）の保守管理に係わる委託業務の契約金額について情報収集を行う方法、②独立の専門家に対し金額の妥当性チェックを依頼しその結果を吟味する方法、あるいは、③事業者に日報等を提出してもらい作業工程から人件費の妥当性等を確認する方法、等が考えられる。 今後、このような方法の中から適切な方法を選定してシステムの評価を適時に実施して業務の妥当性を検証して将来のシステム利用に活かすようにする事が望まれる。</p>	<p>当課における電算委託については、住民情報系システム及び地域包括支援センター支援システムがあり、市全体のシステム保守委託事業である「各種行政事務電算委託」業務に係るものとして、単年度の一者随意契約としています。 監査人御指摘のとおり、契約金額の妥当性についての検証は必要と認識しております。今後は、他市の類似業務システム（他社製造のものを含む。）の保守管理に係わる委託業務の契約金額について情報収集を行い、システムの評価、効果を検証していく方針で進めてまいります。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	124
35成年後見制度の活用促進事業	【意見22】補助金の精査について	意見	<p>【現状・問題点】 補助金の精査については、数枚の報告書の提出を受け、また、電話等で疑問点の確認等を行うことが主とのことであり、対面による打ち合わせでの事業についての総括や次年度の方向性の打ち合わせ等は行っていない。また、補助金の使途確認のため同協議会保管の簿冊の確認や伝票のサンプルリングチェック等も行っていない。</p> <p>【結果】 補助金の使途の精査を十分に行っているかどうかよく検討する必要があると考える。</p>	<p>令和3年度補助金から補助金団体に出向く等により関係書類及び簿冊等の確認を行うこととしました。</p>	措置等を講じた	地域包括支援課	保健福祉部	128
	【意見23】報酬費助成金の支給条件について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市成年後見人等報酬費助成規則第3条1項では、助成の資力要件として「預貯金の額が100万円未満」と記載されている。しかし、少額の預貯金しかない場合でも他の資産を合わせると100万円を超え十分資力があると判断される場合でも預貯金だけをみると助成対象となってしまう。</p> <p>【結果】 「預貯金等」という文言に変更する等して、預貯金以外の財産も要件該当性の対象にすべきであると考える。</p>	<p>本人の財産処分については、後見人等の判断だけで行えるものではなく、裁判所の判断が必要となる場合もあります。 国においても、報酬助成について検討する方向であるため、国及び他市の状況を踏まえ検討します。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	128
36市民後見推進事業	【意見24】市民後見人養成講座について	意見	<p>【現状・問題点】 市民後見人養成講座の受講者数は近年は毎年減少している状況である。</p> <p>【結果】 開講できる環境を整備し、受講者の人数が増加する様な施策を検討すべきである。例えば、受講の応募が増加するように、応募方法について募集する媒体や回数の検討、講座の総時間数の削減、講座の開校日や時間帯を柔軟にして受講者を増やすなどの施策の検討が必要であると考えられる。</p>	<p>2カ年に跨る養成講座の受講期間でしたが、令和3年度（第4期）から1年間の受講期間に縮減し、コロナ禍もある事から2年間の講座受講を認めることとしました。</p>	措置等を講じた	地域包括支援課	保健福祉部	130
37高齢者緊急一時保護事業	【意見25】緊急一時入所措置に係る判断基準について	意見	<p>【実状・問題点】 緊急一時保護は緊急性を要するため老人福祉法第11条に規定する措置と異なり、入所判定委員会による判定がない。この点で、厚生労働省の通知にも入所措置等について具体的な判断基準は示されていない。</p> <p>【結果】 柏市においてはその他に判断基準を定めた規則や要綱はない。また、費用の徴収方法や未納者がいたときの具体的な対応についても規定がない。そのため、これらの点について基準の明確化や適切な費用請求を行うためにも規則や要綱等の規定を定めるべきである。</p>	<p>緊急一時保護の判断については、本人及び家族等の状況がそれぞれ異なるため、一律の判断基準を定めるのが難しくなっております。その都度、専決権限者（課長）と措置に至る水準の共有を図るよう努めます。 また、費用の徴収等については、柏市施設入所等負担金徴収規則に則り行い、未納者の対応については、債権管理課作成の柏市私債権管理の手引きを基に行っています。緊急一時入所措置の費用請求においては、柏市施設入所等負担金徴収規則、柏市私債権管理の手引きを遵守し業務を実施していきます。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	131

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
37高齢者 緊急一時 保護事業	【意見26】 緊急一時入所措置に係わる内部決裁書類の記載の不備について	意見	<p>【現状・問題点】 内部決裁の調書の検印欄が事後の日付になっているものがあった。</p> <p>【結果】 緊急性が高いものもあるため、事前の検印が難しい場合もあるかと推察するが、決裁の運用や書類の様式についても改めて検討されたい。</p>	<p>緊急一時保護について、緊急性が高い場合は現場からの電話確認後に保護となるため、措置の専決権限者（課長）に報告及び相談を実施しており、書類の事後決裁になる場合もありますが、極力当日処理及び検印日と通知日の整合に努めます。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	131
	【意見27】 緊急一時保護を含む措置を行った場合の書類等の作成・保管について	意見	<p>【現状・問題点】 緊急一時保護を含む措置を行った場合に、柏市老人福祉法施行細則第3条に基づき作成すべき書類の内、ケース番号登録簿及び措置費支給台帳が作成されていなかった。</p> <p>【結果】 今後適切に作成され保管される必要がある。</p>	<p>ケース番号簿については、エクセルによるデータ管理を実施しました。措置費支給台帳については、書類及びデータ管理がされていないため、エクセルによるデータ管理及び保管を実施しました。</p>	措置等を講じた	地域包括支援課	保健福祉部	131
39老人 ホーム入 所措置事 務	【意見28】 老人ホーム入所措置に係わる判断基準について	意見	<p>【現状・問題点】 老人ホーム入所措置が必要な場合は、入所判定委員会で措置の可否について判断する事になっている。この点で、厚生労働省の通知にも入所措置等について具体的な判断基準は示されていない。柏市においてはその他に判断基準を定めた規則や要綱はない。また、費用の徴収方法や未納者がいたときの具体的な対応についても規定がない。</p> <p>【結果】 入所判定委員会の判定基準の明確化や適切な費用請求を行うためにも規則や要綱等の規定を定めるべきである。</p>	<p>入所判定については、本人の健康状態、環境の状況等から総合的な判断を入所判定委員会で決定するため、規則等は定めませんこととします。入所判定委員会では厚生労働省の老人ホームへの入所措置等の指針に基づき、判定していきます。費用の徴収方法については、柏市施設入所負担金徴収規則に基づき適切な費用請求を行うものとし、未納者については、柏市私債権管理の手引きを遵守し適切な処理を行っていきます。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	134
	【意見29】 措置による入所の継続の可否についての精査と文書管理について	意見	<p>【現状・問題点】 入所期間に本人を取り巻く関係（経済的状況や家族状況など）は変化するため入所措置の継続が適当であるか精査する必要があるとも記載されているが、精査が十分になされているとは認められなかった。</p> <p>【結果】 事務マニュアルの作成や措置継続の有無に関して毎年精査してその記録を残す等の対応をとる必要があると考える。</p>	<p>老人ホーム入所措置に係わる判断基準については、厚生労働省の老人ホームへの入所措置等の指針によ措置の開始、変更及び廃止により、入所者へ年1回入所継続の要否について見直すものと示されています。このため、本市においては、年1回入所者への近況把握調査により措置継続の精査を行い、措置の専決権限者（課長）への報告と併せて記録を残しています。</p>	措置等を講じた	地域包括支援課	保健福祉部	134
	【意見30】 老人ホーム入所措置の費用負担に係る規則の整備について	意見	<p>【現状・問題点】 老人福祉法第28条で、市が支払った措置費用を、当該措置に係る者等からその負担能力に応じて、その全部又は一部を徴収することができる規定されている。又、民法877条は、扶養義務者を直系血族及び兄弟姉妹又は三親等内の親族に間においても扶養の義務を負わせることができるとされている。一方、柏市は柏市施設入所等負担金徴収規則で、扶養義務者を、原則として被措置者が入所の際、被措置者と同一生計にあった配偶者及び子のうち最多税額納付者としており、扶養義務者の範囲を老人福祉法28条の規定よりも限定している。</p> <p>【結果】 例えば、同一生計でないが扶養義務を負わせるのが適当な場合もありうると思われる。規則では、原則が書かれているが、例外の例示等も記載がない。そのため、法律よりも規則で扶養義務者の範囲を限定することが妥当かどうか、また、規則が妥当だとしても規則が定める原則の例外についての例示等を作成・検討すべきと考える。</p>	<p>老人ホーム入所措置の対象者は、家族関係者又は親族関係者に対象者本人への援助を求めても支援が得られず、家族又は親族関係が破綻している環境が多く措置入所に至っております。しかし、家族関係等が維持されている場合等には、他市の状況を踏まえ扶養義務者の範囲の例外表示について検討します。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	134
【意見31】 老人ホーム入所の負担金の徴収について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市における老人ホーム入所の負担金徴収については、柏市施設入所等負担金徴収規則第3条に基づき市は収入申告書等の書類の提出を受ける。同規則第4条で、市は1か月ごとの金額を収入状況に応じて別表に基づき算定すると規定されており、別表に基づき負担金を計算する。そして、同規則第6条に基づき納期限を指定して納入通知書により請求する。市は未納状況を被措置者リストにより管理し、滞納者に対しては督促や催告により回収努力をしている。</p> <p>【結果】 同規則には、督促等の回収方法しか規定されておらず、今後より適切な債権管理を実施するために債権管理課の債権回収手続きを参考に見直すべきである。また、本事業の未納負担金の徴収についてより適切な指標を設定すべきである。</p>	<p>費用の徴収については、柏市施設入所等負担金徴収規則に則り行い、未納者の対応については、債権管理課作成の柏市私債権管理の手引きを遵守し適切な処理を行います。また、指標の設定については、100%の収納率を目標に事務処理に努めます。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	135	

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
39老人ホーム入所措置事務	【意見32】措置に関する費用の算定基準について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市では、養護老人ホームへの入所先選定について、市内委に存在するひかり隣保館の外、他市の施設入所への措置をとっている。また、特別養護老人ホームへの入所先選定について、緊急一時保護措置施設との調整や、柏市老人福祉施設連絡協議会への相談により入所措置をとっている。 措置費用の算定基準は、厚生労働省から発出されている平成18年1月「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」及び平成18年4月「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針についての一部改正について」に定められている費用の算定方法や基準に従っている。そのため、施設によって算定の基準が異なるわけではなく、施設側が独自に費用を設定することはできない。 【結果】 他の市では、費用算定基準について独自に要綱を定めているところもある。又、施設側の独自の費用算定基準を検討するなどより適切な費用算定基準等を検討するとともに、柏市においても新たな規則や要綱を制定することが望まれる。</p>	<p>措置費用の算定は、厚生労働省の老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針及び老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針についての一部改正に定められている費用の算定方法や基準に従っており、各施設の状況をその基準に基づき算定を実施しています。 施設側独自の費用算定も考えられなくもありませんが、施設によっては空室もあり指針により算定した費用よりも、措置に要する費用が増加することが予想されます。 今後、施設側との協議等の調整を行い、措置費用が減額となる場合に検討することとします。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	135
	【意見33】 沼南地域包括支援センターの担当範囲について	意見	<p>【現状・問題点】 沼南地域包括支援センター高柳分室は令和2年6月に開設し、それ以前は沼南地域の中でも風早地域と手賀地域が地域包括支援センターから遠く、身近な相談窓口としての役割が不十分であった。ただし、現在沼南地域包括支援センターの職員が必要に応じて高齢者等を訪問することで補充的な役割を果たしている。 【結果】 できる限り地域包括支援センターは公平な住民サービスの提供を確保するために、理想的には日常生活圏域（小圏域）ごとに設置することが望ましい。風早地区や手賀地域の住民もより身近に地域包括支援センターを利用可能な様にセンター増設等の検討が望まれる。</p>	<p>地域包括支援センターの設置につきましては、日常生活圏域（小圏域）ごとの設置が望ましいところですが、市内全域の高齢者人口の推移や要介護認定率等を参考に、増設以外の配置職員数も含んだ適正な運用を進めていく方針とします。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	137
40地域包括支援センター業務委託	【意見34】 プロポーザル方式による随意契約について	意見	<p>【現状・問題点】 地域包括支援センターは、大部分が指名型ないしは公募型プロポーザル方式で初年度の契約が締結され現在は一者推移契約によっている。このように柏市における地域包括支援センターは、初年度こそプロポーザル方式により事業者の選定を行うものの、その後の年度においては、原則として前年度の事業者と随意契約することで運営委託されている。つまり、この委託契約を随意契約としている理由は、初年度契約時におけるプロポーザルの結果を抛り所としていることになるが、一方で、プロポーザルの結果によってなされた判断がどのくらいの期間において持続するものなのかは明確に示されていない。 【結果】 本来、事業者を選定するプロポーザルを開催する際には、当該プロポーザルの結果の有効期限を明示すべきである。そして、何年間に一度は事業者選定のプロポーザルを開催するようにすることが適切である。それにより、現事業者には施設運営に対する緊張感が生まれ、現事業者以外の事業者には委託契約を受注する機会が周期的に与えられることになる。 地域包括支援センターの運営状況の評価は、自己評価や行政評価、柏市地域包括支援センター運営協議会による評価等、様々な角度から行われているが、実際に事業者が変わる可能性を担保することは、地域包括支援センターの運営の担い手を育てる上でも重要である。</p>	<p>地域包括支援センターの業務委託委託につきましては、監査人御指摘のとおり、指名型もしくは公募型プロポーザル方式にて初年度契約し、以後一者随意契約としています。この理由として、地域包括支援センターは行政ほか医療・介護等関係機関、職能団体、地域の関係者等と連携し、地域包括ケアシステム構築の中核的機関として、担当圏域の高齢者が安心して尊厳ある日常生活を送れるよう切れ目ない支援が必要となります。一定期間ごとにプロポーザル方式により事業者が入れ替わることは、これまで構築してきた関係性を再構築することにつながり、地域住民にとっては不利益になると考えます。 市内全ての地域包括支援センター及び全ての受託法人は、地域包括支援センター運営協議会により担当圏域において適切な運営をしている旨の評価結果報告に対する承認をいただいておりますが、万が一、大きく基準を下回ったり、受託法人に継続ができない状況が生じた場合には、改めてプロポーザル審査を行うなど、他の法人が参入する機会を設けるよう努めてまいります。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	138
	【意見35】 時間外手当の処理について	意見	<p>【現状・問題点】 地域包括支援センターのうち柏南部第2及び柏東口第2が柏市に提出している「常勤職員精算明細書」には、常勤職員の残業手当が毎月一定の金額で記載されている。これは、この2施設の運営を委託された法人がみなし労働時間制、いわゆる「みなし残業代」制を採用しているためと考えられる。 「みなし残業代」制の採用は、働いていないにもかかわらず支払われた残業代を市が委託先事業者を支払っていることになってしまう。反対に、みなし残業時間を超えた労働が行われていたにもかかわらず、一度も追加の残業代が支払われていないとすれば、これは労働関係の法規に抵触する可能性がある。 【結果】 市は人件費の精算に絡めて、上記2施設における職員の就労実態を把握し、みなし残業代制の採用が合理的であることについて確認しておく必要がある。 みなし残業代制は違法ではないものの、同制度の就業規則への記載やみなし残業時間と固定残業代の従業員への明示等は、この制度を採用する際の必須条件とされている。こういった点も含め、市が実態をより把握して適切に対応することが望まれる。</p>	<p>柏南部第2及び柏東口第2地域包括支援センターについては、監査人御指摘のとおりみなし残業代制を採用し、各受託法人の就業規則にも規定されております。両センターともみなし残業時間を超えた労働が行われている場合は、追加の残業手当が支給されることで両法人に確認を取っております。 今後は、両センターの受託法人に対しては、地域包括支援センター業務委託の精算時に両センターの就業実態を把握できるような文書を提出を求めることとしました。</p>	措置等を講じた	地域包括支援課	保健福祉部	139

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
40地域包 括支援 センター業 務委託	【意見36】光ケ丘 地域包括支援セン ターの組織体制	意見	<p>【現状・問題点】 8つの地域包括支援センターにおける令和元年度の職員数をみると、年度の途中で職員が退職した場合、新規職員を採用するまでの間、欠員が生じてしまうことがある。そのため、仕様書に定める人員数と実際の職員数に乖離があっても即契約違反とはいえない。しかし、光ケ丘地域包括支援センターだけは、年間を通して欠員を埋めることができず、仕様書に定める職員数を確保することが出来なかった。</p> <p>【結果】 地域包括支援センターによっては、地理的な条件等で求人しづらい場合が考えられるが、その他の条件を良くする等をして必要な人員を確保するように努めなければならない。 なお、令和2年度においては、光ケ丘地域包括支援センターの職員数は仕様書の定数を満たしている。</p>	<p>監査人御指摘のとおり、令和元年度の光ケ丘地域包括支援センターは、年間を通して欠員が生じたところです。この期間は当該センターとの連携を強化し、ケース対応及び事業運営についての後方支援に努めました。同時に、受託法人にも重ねて職員を確保するよう働きかけてきました。</p> <p>本市では、センター職員の人材の確保及び離職防止の観点から、令和元年度から柏市地域包括支援センター職員処遇改善を導入しております。本事業の意向を鑑み、光ケ丘地域包括支援センターの受託法人は職員の給与改定を実施されました。</p> <p>今後も地域包括支援センターに欠員が生じた場合は、受託法人と連携を図り職員の確保に努めてまいります。</p>	措置等を講じた	地域包括支援課	保健福祉部	140
47介護予 防ケアマ ネジメン ト事業	【意見37】活動指 標の設定について	意見	<p>【現状・問題点】 介護予防ケアマネジメントを受けようとする高齢者は、地域包括支援センターと契約した後に、「介護予防ケアマネジメント（総合事業）依頼（変更）届出書」（以下、「介護予防ケアマネジメント依頼書」という。）を市に提出する。 この介護予防ケアマネジメント依頼書については、事務事業シートの「7 指標」においてその受理件数を本事業の活動指標と定義している。 しかし、平成28年度からの4年間においては、一度も実績値が計画値に及ばず、寧ろ伸び悩んでいる状況である。</p> <p>【結果】 介護予防ケアマネジメントを依頼する市民が想定より少なかったということであり、また伸び悩んでいる状況は、何かしら利用をためらう事情がある、あるいは介護予防ケアマネジメント以外のサービスを受けようとする誘因がある可能性が高い。 市はその原因を究明し、介護予防ケアマネジメントの利用増に活かしてほしいが、仮に介護予防ケアマネジメント以外のサービスで、より要支援者の介護予防に資すると考えられるサービスがあるならば、上記の活動指標は速やかに改定すべきである。</p>	<p>介護予防ケアマネジメントは介護予防・日常生活支援総合事業の一業務であり、高齢者人口の増加を受け、高齢者の自立支援・重度化防止を図るために増加することが望ましい状況です。</p> <p>本市では、介護予防ケアマネジメントを評価するに当たり、介護予防ケアマネジメント依頼書の受理件数を活動指標としてきましたが、監査人御指摘のとおり、平成28年度からの4年間は実績値が計画値に及ばず伸び悩んでいる状態です。この背景には、①たすけあいサービス及び通いの場の更なる構築、②訪問型サービスAの普及啓発、③自立支援・重度化防止に向けたケアプランへの意識向上といった課題があります。</p> <p>このため、活動指標の見直しを行い、今後は、「要支援者等のケアプランへ多様な社会資源の活用を位置づけている割合」に変更し、第8期柏市高齢者いきいきプラン21にも位置付けたところです。</p> <p>今後も、①②③の課題解決に向けて、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター等と連携し取り組んでまいります。</p>	措置等を講じた	地域包括支援課	保健福祉部	151
50通いの 場・ふれ あいサロ ン・コ ミュニ ティカ フェ事業	【意見38】常設の 認知症カフェの充 実について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市ではフレイル予防に早期より注力し認知症カフェへの補助金支給も実施してきている。しかしながら、大部分は開催日数や時間的に短期のカフェでありまだ常設の認知症カフェは2団体（2ヶ所）のみである。</p> <p>【結果】 今後、高齢者数の増加、認知症発症者等の増加が見込まれるので、常設の認知症カフェ開設の要望は増加してくる。補助金制度等の改善策も含めて、認知症カフェの維持がしやすいように制度を改めて市内の認知症カフェ数の増加を図ることが必要である。</p>	<p>認知症カフェに対する補助事業は、運営が継続できるよう実施回数に合わせ、限度額を設定せず交付しております。認知症カフェの増加が図れるよう、今後も、立ち上げ支援に向けた相談や運営の際に専門職を派遣する等、人的支援もあわせて行ってまいります。</p>	方針提示	地域包括支援課	保健福祉部	155
54セカン ドライブ 支援事業	【意見39】柏市生 涯現役促進協議会 の運営について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市生涯現役促進協議会は、柏市の高齢世代のいきがい、社会参加、あるいは生活など高齢者の多面的なニーズに適切に対応しており、各種セミナーの参加者数や就労に就く高齢者数も継続して増加している。</p> <p>【結果】 当該事業は、高齢者のフレイル予防等にも有効であり、今後も拡大・発展させる事が重要である。</p>	<p>各種セミナーをWeb形式に切り替えて開催をしたり、就労情報の発信の場を増やすため、毎月1回程度、「かしわ生涯現役マンスリー通信」（Zoom利用）を実施するなど、コロナ禍において人の集まりが制限される中、工夫をしながら事業を展開しています。</p> <p>市の事業として実施している「かしわフレイル予防ポイントカード」をかしわ生涯現役窓口にて発行していますが、今後も、就労及び社会参加におけるフレイル予防の有効性を、本窓口を通じて周知・啓発していきます。</p>	措置等を講じた	福祉政策課	保健福祉部	161
55民生・ 児童委員 の活動支 援・研修 事業	【意見40】民生委 員・児童委員の欠 員を減らし委嘱率 を上げるための指 標設定及び具体的 施策の必要性につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 柏市のホームページで公開されている事務事業シートがあるが欠員補充等の具体的な目標値設定がなされていない。また、現在は、欠員が生じていることが常態化している。</p> <p>【結果】 毎年の民生委員委嘱率等の目標値を指標として設定すべきである。 委嘱率を上げるために欠員の多い地区の民児協会長と三役との懇談会を通じて欠員を埋めるべく、民生委員の役割について周知していく必要がある。 また、今後団塊の世代が退職し地域活動に参加意欲がある者も出てくると考えられるため、公募することを検討するなど具体的な欠員を埋める施策を検討・実施すべきである。</p>	<p>民生委員についてのチラシを欠員地区の町会長に配布をし、後任探しや周知を行っていただいています。また、令和4年12月の一斉改選に向けた動きの中で、推薦母体となる市内全ての町会・自治会やふるさと協議会等の会議への出席を予定しているため、その中で個別に推薦の促進を図ります。</p> <p>令和2年度をもって、事務事業シートが廃止になったことにより、設定基準については変更できないものの、課内の指標として共有していきます。</p> <p>公募や懇談会での周知を改選時まで具体的な方法を検討し、欠員を埋めるための措置を行う方向で調整することとしました。</p>	方針提示	福祉政策課	保健福祉部	163

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
55民生・児童委員の活動支援・研修事業	【意見41】 民生委員へ支給する活動費の使途について	意見	【現状・問題点】 民生委員への活動費交付について、各民生委員一人当たり年間約100,000円の使途について報告を受けていない。 【結果】 各民生委員から活動費の使途について報告する形にするか、少なくとも活動費の使途について具体的に認められるものや認められないものを定めて各民生委員へ周知徹底することは必要である。	活動費の使途については、実費弁償費のみとなっています。手引きに活動費は実費弁償費であるといった記載がされていることなどから、民生委員自身も活動費は年間の活動を通してかかった費用に充てるものとして認識しております。 活動費は実費弁償分として支払われるものであるということ、民生委員の会長会議の際に改めて周知することとし、各地区の会長を通じて民生委員全員に周知するよう調整することとしました。	方針提示	福祉政策課	保健福祉部	164
	【意見42】 民生委員・児童委員及び主任児童委員活動費支給要領について	意見	【現状・問題点】 民生委員への活動費支給要領は存在するが、具体的な支給の流れ（領収証等も含めて）について必ずしも十分に整備されているとは言えない状況である。 【結果】 活動費の支給に関し、支給の流れや、委員活動費の使途や報告の要否等については基準を明確化すべきである。例えば、活動費について認められる使途や認められない使途について詳細に明示することも検討すべきである。	活動費の使途については、実費弁償費のみとなっています。手引きに活動費は実費弁償費であるといった記載がされていることなどから、民生委員自身も活動費は年間の活動を通してかかった費用に充てるものとして認識しております。 支給の流れについて要領に明記する等検討し、調整することとしました。	方針提示	福祉政策課	保健福祉部	164
	【意見43】 民生委員に係わる相談件数・訪問回数等の指標の設定について	意見	【現状・問題点】 民生委員に係わる相談件数及び訪問回数等の実績数は下降傾向である。民生委員についても住民の相談先としての認知度をあげる施策が十分でないことが伺われる。 【結果】 相談窓口の周知を図るとともに初期相談体制の充実を図ることが求められる。広報誌を含めて相談先としての周知を推進する必要がある。 また、訪問についても、老々介護世帯もあり独居世帯に限定することが妥当かどうか今後検討が必要である。民生委員の相談件数や高齢者声掛け訪問の件数についても、具体的な目標数値を年度ごとに設定し、その達成状況を精査していくべきである。	周知については広報紙やホームページで行うことを検討し、調整することとしました。 今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため声かけ訪問を中止していることから、高齢者声掛け訪問件数の目標値を設定することは難しいですが、次年度以降は新型コロナウイルス感染拡大等の状況を鑑みながら、高齢者声掛け訪問件数の目標値を設定することを検討することとしました。	方針提示	福祉政策課	保健福祉部	164
	【意見44】 柏市地域見守りネットワーク事業《連絡会議の開催》について	意見	【現状・問題点】 高齢者の見守りのために声掛け訪問により高齢者の心身の異常を早期に発見して必要な対応を取るネットワークの構築の重要性が高齢化社会の進展に伴い年々増加している。本事業を開始してからそれほど期間は経っていないが、近年は通報件数が減少傾向にある。 【結果】 協力事業者等が参加する連絡会議も開催されていないため、少なくとも年に1度は連絡会議を開催する等して、協定締結業者との情報交換や意識付けを図るべきである。	令和3年度中に1回、連絡会議を開催することとしました。	措置等を講じた	福祉政策課	保健福祉部	165
	【意見45】 柏市地域見守りネットワーク事業の拡充について	意見	【現状・問題点】 本事業の通報内容及び結果をみると、救命につながったものも複数件あり、非常に有用であると考えられる。しかし、協力事業者の募集はホームページで行うのみであり、新規の協力業者は柏市のホームページを見て応募している状況である。予算についても、現在、市において本事業について支出をほとんど建てておらず、数値目標も設定されていない。 【結果】 今後の更なる高齢化社会の進展により、見守りが必要な高齢者が増えている。その一方で、民生委員は欠員が常態化している。そのため、協力事業者の数を増やすだけでなく、各業者による通報件数も増やす施策を検討すべきであるであると考ええる。	令和2年度から3年度にかけて、高齢者分野や市との包括協定とあわせて本事業にも協力を検討いただく流れが見られました。今後の協力事業者の募集にあたっては、こうした庁内他部局と連携した動きを行う方向で調整することとしました。 また、当事業は地域の見守り体制を補完するものとして実施しているもので、趣旨に賛同いただいた善意の事業者と協定を結び、無償で、各事業者の業務活動の中で市民の異変を発見した際に市に通報をしていただくものです。特に、緊急性の高い場合には、直接、警察や消防等に通報していただくことになっており、通報件数は、市民に異変がなければ増えるものではありません。	方針提示	福祉政策課	保健福祉部	165
56防災福祉K-N e t 事業	【意見46】 町内会における要支援者の把握及び名簿作成の充実について	意見	【現状・問題点】 避難行動要支援者名簿の受け取りをしている町内会及び支援体制を構築している町会は少しずつではあるが、毎年増加しているとのことである。しかしながら、町内会等の地域組織が弱体化又は、地域による温度差等からくる不効率もある。町内会役員の高齢化等、地域が抱える課題があり、必ずしもすべての町内会で支援体制の構築には至っていない。 【結果】 今後も高齢者特に要支援者の人数が増加すると予測されており、要支援者の的確な把握と個人情報入手管理を徹底し、それらの情報を緊急時に確実に活用して災害時等により多くの市民の命・身体を守るようにするべきである。	避難行動要支援者に対する災害時の安否確認・支援活動において、共助（地域住民相互の助け合い）は欠かせないものです。令和2年度末時点、対象者が在籍する町会への名簿提供率は93.1%、支援体制の構築率は67.0%であり、地域による温度差や地域課題などで支援体制が構築できていない町会については、引き続き、事例紹介等の支援体制の構築に向けた支援を推進していきます。 予想される要支援者の人数増加への対応については、引き続き、対象者の把握の正確性向上・効率化を進めるとともに、地域における災害時支援への活用が適切に行われるよう、町会等へ情報発信を行います。	措置等を講じた	福祉政策課	保健福祉部	167

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
59在宅医療・介護連携推進事業	【意見47】カシワニネット利用者の拡大について	意見	<p>【現状・問題点】 カシワニネットという情報システムは在宅医療に関連する医療・介護データベースによる様々な個人の健康等に係る情報が適時・適切に入手できるもので、緊急時や看取り等のさまざまなステージで有効に使われている。ただ、現在のシステム登録している利用者数は約1千5百人となっているが、医師によってはシステム利用に積極的でない人もいるなど人数的な面で伸び悩んでいる。当該システムと、その背景にある医療・介護情報の有用性、看取り等の重大局面での対応方法が適切であること、救急搬送の必要性の判断など、多面的な機能を持っている。</p> <p>【結果】 今後の柏市での高齢者特に独居世帯や高齢者のみ世帯の増加等を考慮すれば、当該システムの活用を更に拡大させることは急務であると思われる。柏市医師会等の協力も得ながら、当該システムの広報活動を十分に行い、更に幅広く利用者数を増加されたい。</p>	<p>5月26日に多職種連携・情報共有システム部会を開催し、活用促進についてターゲットを明確にするとともに、各々において、利用者数の増加に繋がる取組を検討いたしました。第1段階として、カシワニネットの部屋（患者の情報を共有する場）を開設する際のルール緩和と看護師等を通じたシステム利用に積極的でない医師へのアプローチに取り組む予定です。</p> <p>8月、1月にも部会の開催を予定しており、引き続きカシワニネットの活用促進の取組を検討及び実施してまいります。</p>	措置等を講じた	地域医療推進課	保健福祉部	171
62社会福祉法人等の指導・監査事業	【意見48】現況報告書等の提出期限の順守について	意見	<p>【現状・問題点】 平成29年度～令和元年度の3年間において、現況報告書等を提出期限である6月30日の経過後に提出した社会福祉法人は散見される。所轄庁への届出は、社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3か月以内に行うものとされているが、期限後の提出となっている社会福祉法人（高齢者福祉に係る法人）も見受けられる。</p> <p>【結果】 現況報告書等の情報を適時に開示することにより、地域内における社会福祉法人の適切な内容を市民が把握できるという重要な制度であり、今後、柏市の法人指導課の適切な指導により期限後提出が根絶されることが望まれる。</p>	<p>昨年度までは現況報告書の提出を依頼する文書をメール添付にて社会福祉法人へ送付していましたが、今年度より郵送にて送付し、かつ依頼文に期限内の提出を依頼する文章を追加しました。また提出期限が間近になっても提出されていない法人に対しては、電話にて重ねて期限内の提出を依頼しています。</p>	措置等を講じた	法人指導課	保健福祉部	179
62社会福祉法人等の指導・監査事業	【意見49】社会福祉法人の計算書類等の記載内容の訂正方法について	意見	<p>【現状・問題点】 計算書類や現況報告書上の記載誤りがある場合、当該社会福祉法人に修正を依頼するのが原則であるが、10月末までに千葉県に報告する必要があるため、急ぐ場合、法人指導課で修正しているとのことである。</p> <p>【結果】 財務諸表等電子開示システムで公表される計算書類等や現況報告書は、社会福祉法人が作成の責任を負っているものであり、社会福祉法人では市に修正を依存してしまう可能性がある。市としては、あくまでも計算書類等の作成者ではなく、その適正性を検証する立場である。修正は最後まで社会福祉法人が行い、市はその修正が正しいか、検証する立場を貫くことが望ましい。</p>	<p>今年度より修正事項が見つかった場合は、社会福祉法人に修正及び再提出を依頼し、法人指導課では適正に修正できているかの確認を実施することとしました。</p>	措置等を講じた	法人指導課	保健福祉部	180
62社会福祉法人等の指導・監査事業	【意見50】改善報告の提出期限の順守について	意見	<p>【現状・問題点】 法人指導課によれば、改善報告は、60日以内に提出することとされている。しかし、改善する旨の報告のみでは改善を確認したことにはならず長期にわたり改善が行われない可能性もある。</p> <p>【結果】 実際に改善した結果となる資料の提出を求めるのが望ましい。</p>	<p>指導監査の結果、改善報告の提出を求める法人があった場合については、実際に改善した結果となる資料の提出を求めることとしました。</p>	措置等を講じた	法人指導課	保健福祉部	184
62社会福祉法人等の指導・監査事業	【意見51】監査対象としての選考理由の開示について	意見	<p>【現状・問題点】 監査対象となる社会福祉法人のリストでは、当該年度の監査対象となった理由（3年に1回の周期によるもの、前回の実地監査で問題があったため選定したもの等）は記載されていない。</p> <p>【結果】 選定の理由により、実地監査の手順が異なってくる可能性があるため、実地監査が3年に1回の周期によるものか、法人の運営等に問題が認められることによるものか、または両方の理由によるものであるか、明確に区別する必要があると思われる。</p>	<p>選定の理由を指導監査日程表の備考欄に記載し、選定理由を把握しやすいよう対策を講じました。</p>	措置等を講じた	法人指導課	保健福祉部	184
62社会福祉法人等の指導・監査事業	【意見52】社会福祉法人の指導監査における書類の整備について	意見	<p>【現状・問題点】 社会福祉法人の実地監査の事前提出資料である指導監査調書において、会計伝票に関する複数の質問事項が記載されている。</p> <p>【結果】 質問に対する回答のみで要点を確認することは可能である。しかし、参考資料として会計伝票のコピー等の証票の添付も依頼することが望ましい。</p>	<p>事前提出書類とあわせて、会計伝票の写しの提出を依頼することとしました。</p>	措置等を講じた	法人指導課	保健福祉部	184

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
62社会福祉法人等の指導・監査事業	【意見53】 有料老人ホームの集団指導の実施について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市においては、有料老人ホームを担当する法人指導課法人担当が2名であり人手が不足している事もあり、有料老人ホームに対する集団指導は、現状では実施されていない。</p> <p>【結果】 集団指導は、同時に多数の施設に指導する機会ができ、指導方法として効率的である。講習の前後で有料老人ホームを運営する事業者から個別に相談を受け、質問に回答する機会を設けることも可能と思われる。 今後必要性を検討のうえ、有料老人ホームに対しても集団指導を実施することが望まれる。</p>	<p>集団指導は効果的な指導方法であると認識していますが、現在の感染症流行状況を鑑みると、70施設ほどの施設職員を集めて実施することは望ましくないこと、また講師等を招いての指導を行うにあたっては、予算措置等の対応が必要となることから、今年度については実施を見送り、介護事業者を対象とした集団指導を参考にしながら、次年度以降に開催する方向で調整することとしました。</p>	措置等を講じた	法人指導課	保健福祉部	188
63法人運営事業	【意見54】 評議員会の出欠状況について	意見	<p>【現状・問題点】 令和元年度に開催された評議員会は3回であり、新型コロナウイルス感染症に伴う書面決議の1回を除き、2回が会議形式で開催されている。この会議形式の評議員会における評議員別の出欠状況を確かめたところ、6名の評議員がどちらの評議員会にも欠席であった。</p> <p>【結果】 評議員会は、柏市社協における意思決定機関であり、地域福祉に携わる様々な分野の代表による議論の場である点を考慮すれば、評議員の選定に際しては、評議員会への出席可能性を慎重に考慮することが望まれる。</p>	<p>令和3年度の役員・評議員の一斉改選に合わせ、選出団体へは、会議へ出席可能な方を推薦いただくように依頼し、選任に至りました。</p>	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会		197
67たすけあいサービス及び通いの場事業費補助金交付	【意見55】 人員の確保	意見	<p>【現状・問題点】 柏市社協では、市の福祉計画と連携を図りながら、福祉の総合相談窓口である「地域いきいきセンター」の設置を進めており、専門分野を設けずに地域課題を幅広く取り扱い、地域ボランティアや専門家と共に課題解決を行っている。令和元年度において同センターは市内6か所設置されており、これを11名（うち契約社員8名）で運営している。柏市社協においては、第4期柏市地域健康福祉活動計画において、同センターを令和6年度までに11か所設置する目標を掲げているところではあるが、人員確保に対する実効性のある対策が十分に検討されていないのが現状である。</p> <p>【結果】 福祉分野においては、専門的な知識のほか、関連領域との人的ネットワークの構築が必要不可欠であり、新人が一定水準の業務を実施できるまでに要する期間が長い職種であることを考慮すれば、長期的視点での人材確保ならびに育成の方針が必要と考える。</p>	<p>例年の募集方法に加え、求人広告、求人サイトを活用する等の職員募集の強化を行い、福祉専門職として経験のある人員を確保することができ、現在は8カ所の拠点を14名の職員で運営しています。長期的視点での人材育成については、配置前年度から早めの人材確保・育成をすることで、配置に向けての準備を整えています。</p>	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会		203
79市民サポーター支援<公益事業>	【意見56】 修繕計画について	意見	<p>【現状・問題点】 当該センターは平成11年度に利用開始され、令和元年度で20年が経過している。建設当初と現在の社会情勢の変化に伴い、市民が求める利用形態も変化しており、将来のリニューアル等の検討も望まれる。当該センターの修繕保全計画は平成27年3月に実施した建物劣化度調査ならびに業者見積り、過年度実績等に基づき策定されたものである。令和元年度末において114百万円の修繕積立金があるが、令和30年度までに334百万円の修繕が必要になる計画であり、今後220百万円の積立が必要になる。</p> <p>【結果】 当該保全計画については、毎年見直しを行った上、市と協議を行っているが、今後も協議を継続し、修繕費の負担に対する考え方等についても整理を進めていく事が望まれる。</p>	<p>センターの老朽化に備え、修繕保全計画を基に市担当課との協議を継続していきます。また、利用形態の変化に対応し、全世代型施設への取り組みを強化する等、効果的な活用が出来るよう市と協議を継続していきます。</p>	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会		215
82福祉有償運送運転者講習会	【意見57】 緊急通報サービスについて	意見	<p>【現状・問題点】 緊急通報サービスは、提携する民間事業者が、緊急援助が必要な場合に提携のタクシー会社を利用者の下に急行させ、状況に応じ消防署等に出勤依頼を行うサービスであり、柏市社協は、当該サービスの利用を希望する会員に対し、当該民間事業者を無報酬で紹介している。</p> <p>【結果】 現状、当該サービスに類似するサービスを提供する民間事業者が多数存在する中で、公共性の高い柏市社協が特定事業者のみを斡旋する行為は、公平性の観点から問題があると考えられるため適切な改善が必要である。</p>	<p>令和3年3月末をもって、さわやかサービスによる緊急通報サービスの提供は廃止し、利用者側と民間事業者側で直接契約を交わし、緊急通報サービスの提供を受ける形としています。</p>	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会		220

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
82福祉有償運送運転者講習会	【意見58】移動サービスのサービス時間について	意見	<p>【現状・問題点】 移動サービス事業は、送迎車両（6台）の駐車スペースの関係から、拠点を沼南社会福祉センターに設けている。同センターは市の南東部に位置しており、そこから最も離れている田中地区（市・北西部）において利用状況が低くなっている。これは、多くの利用者の移動目的が午前中における通院であり、例えば、田中地区の利用者が9時半に病院へ行くために当該サービスを利用しようとした場合、利用者の所在地と拠点との距離を考慮した上で拠点を発車する必要があるが、柏市社協において拠点（車庫）を発車する時間を午前9時以降と定めているため、この利用者は当該サービスを利用できないこととなる。</p> <p>【結果】 当該サービスは事業活動支出の多くを市補助金から賄われており、市民による利用機会の公平性を確保するための方策を検討する必要がある。</p>	<p>令和3年4月末より、北部エリアの利用者の最終利用時間を16時まで延長することとしました。これにより、エリア(北部・南部)による利用者の公平性を確保することに繋がっています。</p>	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会		220
	【意見59】福祉有償運送運転者講習会を柏市社協が開催することについて	意見	<p>【現状・問題点】 福祉有償運送の新たなサービス提供者の育成を目的に、福祉有償運送運転者講習会を年1回、柏市社協において開催している。直近2年間の受講者は10名を下回っている。これは、近年、民間事業者（近隣市）が同講習会を年複数回開催しており、多くの受講者が当該民間事業者開催の講習会に参加しているためである。</p> <p>【結果】 柏市社協が当該講習会を開催する目的は、新たなサービス提供者の育成であるが、当該目的は既に民間事業者に引き継がれており、柏市社協が今後も開催する意義は乏しくなっていると考えられるため、柏市社協による当該講習会の開催は廃止し、経営資源を本業である移動サービスに集中させることが市民サービスにとって有益と考える。</p>	<p>当該事業は、少額ではありますが、本会の貴重な収益事業であり、今後も現状維持で継続していくこととします。ただし、有資格者であるインストラクターの継続が不可能になった時点で「廃止」へ見直しを行うこととします。</p>	方針提示	柏市社会福祉協議会		221
92認知症サポーター等養成事業	【意見60】地域ケア個別会議及び沼南地域ケア推進圏会議における検討内容の有効活用について	意見	<p>【現状・問題点】 沼南地域包括支援センターを中核とした沼南圏域における地域ケアの取組みについては、日常的な指導・相談や地域ケア会議を通じて個別課題の具体的な解決を関係機関が協力しながら図り、個々の課題解決施策を沼南地域ケア推進圏会議の場において、様々な関係者からの意見を反映させながら、市への提言に繋げている。しかしながら、柏市地域包括支援センター運営協議会の開催は年3回に限られており、協議内容も実績報告に留まっている。</p> <p>【結果】 ケアマネジメントは個別性が強く、一般化することは困難かもしれないが、地域包括支援センターにおける具体的な解決策を整理・検証し、データベース化する等により、今後の地域ケアの高度化に繋がるヒントが生まれるのではないかと考える。</p>	<p>地域包括支援センター運営協議会の運営は、市地域包括支援課が行っておりますが、年3回のうち1回は、市内の各地域包括支援センターからの実績報告と共に、市域全体の地域課題の分析やその解決に向けた協議がなされています。 沼南地域包括支援センター単体としては、地域ケア個別会議や地域ケア推進圏会議の他に、圏域内の居宅介護支援事業所と協力して個別の事例検討会を実施する等、地域ケアの向上に向けた取り組みを行ってまいります。</p>	方針提示	柏市社会福祉協議会		228
	【意見61】沼南地域包括支援センターにおける取り組み事例の横展開について	意見	<p>【現状・問題点】 市では地域包括支援センターを並列的に11か所設置しており、柏市社協を含め8法人に業務委託を行っている。地域包括支援センターの業務は高齢者福祉に特化しているとは言え非常に多岐に渡っており、地域住民団体や民生委員等との連携によるネットワーク構築の成否が、当該地区における地域包括ケアシステムの成否に強く結びつく。この点、柏市社協は、地区社協の支援や民生委員との連携、地区社協担当者の配置を通じて、日頃から市内の全地域と接点を有しており、他の受託者と比較して地域住民とのネットワーク構築において強みを有している。</p> <p>【結果】 市においては、沼南地域包括支援センターにおける柏市社協の取り組み事例やノウハウを他の受託者に横展開し、各地域包括支援センターのスキルアップを図っていくべきであると考えます。また、地域包括支援センターで行う業務内容と柏市社協が行っている様々な業務との親和性が強く、相対的に高いレベルで事業を遂行していると考えられるため、現在、全ての地域包括支援センターが並列的な位置付けとされているが、これを、柏市社協が運営する沼南地域包括支援センターを市の中核的機能を有する存在に改め、柏市社協が他の受託者に対して助言・指導等ができる体制を検討してはどうかと考える。</p>	<p>市内各地域包括支援センターの位置づけや中核的な機能を有する地域包括支援センターの設置等の全体的な体系は、設置主体である柏市の考え方によるものと考えます。また、沼南地域包括支援センターがその役割を担うか否かについても柏市の意向を踏まえ、本会として協議してまいります。 なお、沼南地域包括支援センターとしては、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が受託運営するメリットを活かし、地域住民とのネットワークを最大限に活用して事業展開を行うとともに、引き続き他の地域包括支援センターにとって有益な情報やノウハウ等については、市地域包括支援課や所長会議等を通じて、情報提供などを積極的に行ってまいります。</p>	方針提示	柏市社会福祉協議会		228

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
92認知症 サポー ター等養 成事業	【意見62】研修講 師等の謝金に係る 源泉所得税につい て	意見	<p>【現状・問題点】 柏市社協では多くの事業で研修会等を実施し、当該研修会の講師を第三者に委託しており、当該講師に対して謝金を支払っている。当該謝金の支出に係る簿冊を確認したところ、講師が個人の場合、当該謝金に係る源泉所得税を徴収しているが、事業によっては当該源泉所得税を柏市社協が負担していると考えられる事例が散見された。 柏市社協において謝金を支出する際、①源泉所得税を柏市社協が負担と②源泉所得税を講師が負担が混在しているのは問題点である。これは、柏市社協において、謝金の金額が源泉所得税控除後なのか控除前なのか明確に決められていないため、事業によって対応にばらつきが生じてしまっている点である。次に、同一の内容の講習を謝礼金10,000円で個人に委託した場合と法人に委託した場合に、講師が法人においては、柏市社協に源泉徴収義務がないため、柏市社協における諸謝金計上額は10,000円であるのに対し、講師が個人で源泉所得税を柏市社協が負担の場合には、諸謝金は11,137円計上されることとなり、同一内容の講習であるにも関わらず、講師の委託先によって柏市社協の諸謝金計上額に差が生じてしまうことになる。</p> <p>【結果】 柏市社協においては、まず、講師報酬が源泉所得税控除前なのか控除後なのかについて統一した考えを整理する必要がある、その際、同一内容の講習において、講師の属性（個人と法人）で謝金計上額が異なることの是非について検討する必要がある。</p>	<p>継続的に依頼している講師に対する調整、受託元に出している予算の積算根拠の変更等の調整を行い、令和3年度中に本会の統一した考えを規定することとしました。</p>	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会		229
	【意見63】人件費 の予算と実績の乖 離について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市社協では、次年度の予算策定を7月頃から開始し、9月に市へ提出している。職員の人件費（職員給料）については、職員毎に次年度の昇給や諸手当を考慮して試算し、当該職員の次年度における配属も考慮した上で、職員給料予算を策定している。契約社員等の人件費（非常勤職員給与）については、事業別に定員を定めており、それに単価を考慮して、非常勤職員給与予算を策定している。</p> <p>【結果】 職員給料における差額の発生理由は、①予算上は社会人採用を予定していたが、実際には新卒採用となった、②時間外手当が想定より少なかった等の単価要因が主な理由である。一方、非常勤職員給与については、予算策定時の定員数までの採用ができなかった事による。柏市社協における人件費予算の策定については、不合理な前提条件を設定していることはないが、予算と実績に10%近くの乖離が生じている点は合理的ではない。今後、人件費の予算策定の精度を高めることが望まれる。</p>	<p>令和3年度予算から基準額を設けたことにより、人事異動による要求時の積算と実績の事業毎の乖離については、減少が見込まれます。時間外手当については、対人援助では想定外の時間外対応が必要となるために、実績よりも多く見込んでいますが、実績を踏まえて精度を高めるよう試算していきます。</p>	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会		231